令和８年度
徳島県屋外広告物講習会受講案内

徳島県では、屋外広告業に従事している方、これから従事しようとする方又は広告物管理者になられる方を対象に、屋外広告物の表示及び設置に関し必要な知識を修得していただくため、徳島県屋外広告物条例の規定に基づき、屋外広告物講習会（以下「講習会」という。）を開催します。

★徳島県屋外広告物条例の規定により、屋外広告業を営む者は、その営業所ごとに業務主任者として、講習会修了者等の有資格者を選任することが義務付けられています。この講習会を修了された方は、業務主任者としての資格を得ることができます。



受付期間：令和８年１１月１６日（月）から令和８年１１月２７日（金）まで

開催日時：令和８年１２月４日（金）午前８時５０分から午後５時００分まで
会　　場：徳島市万代町３丁目５番地３
　　徳島県職員会館２階　第１会議室

徳島県　県土整備部　都市計画課

徳島県屋外広告物講習会受講案内

１　開催日時

令和８年１２月４日（金）
午前８時５０分から午後５時００分まで
（受付開始　午前８時３０分から）

２　会　　場

徳島市万代町３丁目５番地３（徳島県警察本部　東側）
徳島県職員会館２階　第１会議室

３　講習科目

（１）屋外広告物に関する法令
（２）屋外広告物の表示の方法に関する事項
（３）屋外広告物の施工に関する事項
※詳細は、別紙「令和８年度講習会カリキュラム」のとおり

徳島県屋外広告物条例の規定により、屋外広告業を営む者は、その営業所ごとに、業務主任者（屋外広告士、講習会修了者等の資格を有する者）を選任しなければならないことになっています。

講習会を受講し、修了証明書の交付を受けられた方は、屋外広告業の登録の際、業務主任者になる資格を有する者となり、修了証明書は、その資格を証する書面として添付することができます。

なお、屋外広告士、講習会修了者のほかに、次の資格を持っている方も業務主任者になる資格を有します。

イ．他の都道府県又は地方自治法に規定する指定都市若しくは中核市の講習会修了者
ロ．職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技術検定合格者又は職業訓練修了者であって、広告美術仕上げに係るもの

４　受講手続

（１）申込方法

次の書類に必要事項を記入の上、徳島県県土整備部都市計画課へ提出してください。（郵送可）

１）講習会受講願書

２）受講者の履歴書

３）次のいずれかに該当する方は、「屋外広告物の施工に関する事項」の講習を免除することができます。

免除を希望する方は、資格を証明する証書の写し等を提出してください。

★講習科目「屋外広告物の施工に関する事項」免除の対象となる資格

・建築士法第２条第１項に規定する建築士の資格を有する者

・電気工事士法第２条第４項に規定する電気工事士の資格を有する者

・電気事業法第４４条第１項に規定する第１種から第３種までの電気主任技術者免状の交付を受けている者

・職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者で、帆布製品の製造及び取付けに係るもの

（２）受付期間

令和８年１１月１６日（月）から令和８年１１月２７日（金）まで

（※１１月２７日（金）正午必着。）

（３）会場の都合上、受講者数の上限を２０名とします。

定員に達し次第、申込受付を終了します。

（４）受講手数料の納入

講習会の受講には手数料の納付が必要です。４連納付書発行申請書を徳島県県土整備部都市計画課へ提出する必要があります。申請書の確認後、４連納付書を郵送します。徳島県納付書で金融機関又はコンビニエンスストアで手数料（3,000 円）を納付し、「徳島県納付済証　提出用」を願書の余白に貼付してください。

（５）願書の入手方法

・受講願書は次の徳島県ホームページからダウンロードできます。

「【お知らせ】令和８年度徳島県屋外広告物講習会の開催について」
https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/toshikeikaku/5041975/

５　講習会当日持参するもの

（１）屋外広告物講習会受講票（願書受付後に郵送します。）

（２）テキスト「屋外広告の知識全３巻」(株)ぎょうせい発行

・第１巻　法令編（第五次改訂版）

・第２巻　デザイン編（第四次改訂版）

・第３巻　設計・施工編（第四次改訂版）

上記テキストを使用しますので、受講者において御準備ください。

購入希望の方は、別添申込書に記載のうえ、受講願書と一緒に都市計画課へ提出してください。

購入先（発行：株式会社ぎょうせい）

株式会社ぎょうせい　四国支社　電話 088-611-2311

（３）筆記用具

６　講習会修了証明書の交付

（１）講習会の課程を修了した方に、修了証明書を交付します。

（２）遅刻、早退、中途退席された方は、修了証明書を交付しないことがあります。

７　駐車場について

会場の駐車場には限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。

８　講習会の申込み・問合せ先

〒770-8570　徳島市万代町１丁目１番地

徳島県 県土整備部 都市計画課 都市施設整備担当　荒木、森

TEL　088-621-2568　　FAX　088-621-2869

E-mail　toshikeikakuka@pref.tokushima.lg.jp

様式第９号(第16条関係)

講　習　会　受　講　願　書

私は、講習会の講習を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり願い出ます。

年　　月　　日

徳　島　県　知　事　　殿

住所

氏名

電話番号

年　　月　　日生

写真ちょう付欄

講習科目の一部免除に係る資格名等	

令和８年度 屋外広告物講習会カリキュラム

月日	科目	内容	内訳	時間
令和８年 12月4日 （金）		開　講　式		8:50～9:00
	屋外広告物の設計・施工に関する事項	屋外広告物の種類ごとに材料、構造、設置方法等についての一般知識	屋外広告物 安全基準解説	9:00～10:30
			屋外広告物の 構造力学	
			休憩	10:30～10:40
			屋外広告物の 設計と施工	10:40～12:10
			休憩	12:10～13:10
	屋外広告物に関する法令	屋外広告物法、 徳島県屋外広告物条例及び同条例施行規則の趣旨の周知徹底並びに都市計画法、建築基準法、 道路法等 についての一般知識	屋外広告物 関係法令等	13:10～14:00
			都市計画法に 関する事項	14:00～14:20
			道路法に 関する事項	14:20～14:40
			建築基準法に 関する事項	14:40～15:10
			休憩	15:10～15:20
	屋外広告物の表示の方法に関する事項	都市の美観風致と広告物の意匠、色彩及び形状との調和のあり方についての一般知識	同左	15:20～16:50
		閉　講　式		16:50～17:00